

## 第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方

### 計画策定の趣旨

この計画は平成16(2004)年10月策定の「第2次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～」(以下「第2次計画」という。)を見直した改定版であり、男女共同参画社会づくりの一環として施策を体系化した宜野湾市独自の計画です。

「男女共同参画社会」とは、基本的な人権としての男女平等を大前提として、市民個人が自らの意思によって政治、経済、文化等のあらゆる分野に社会参画し、男女が対等にその利益を享受し、ともに責任を担う社会のことを言います。本市におきましても、積極的にその社会的意義をまちづくりに取り入れ、この計画の諸施策を実行していきます。

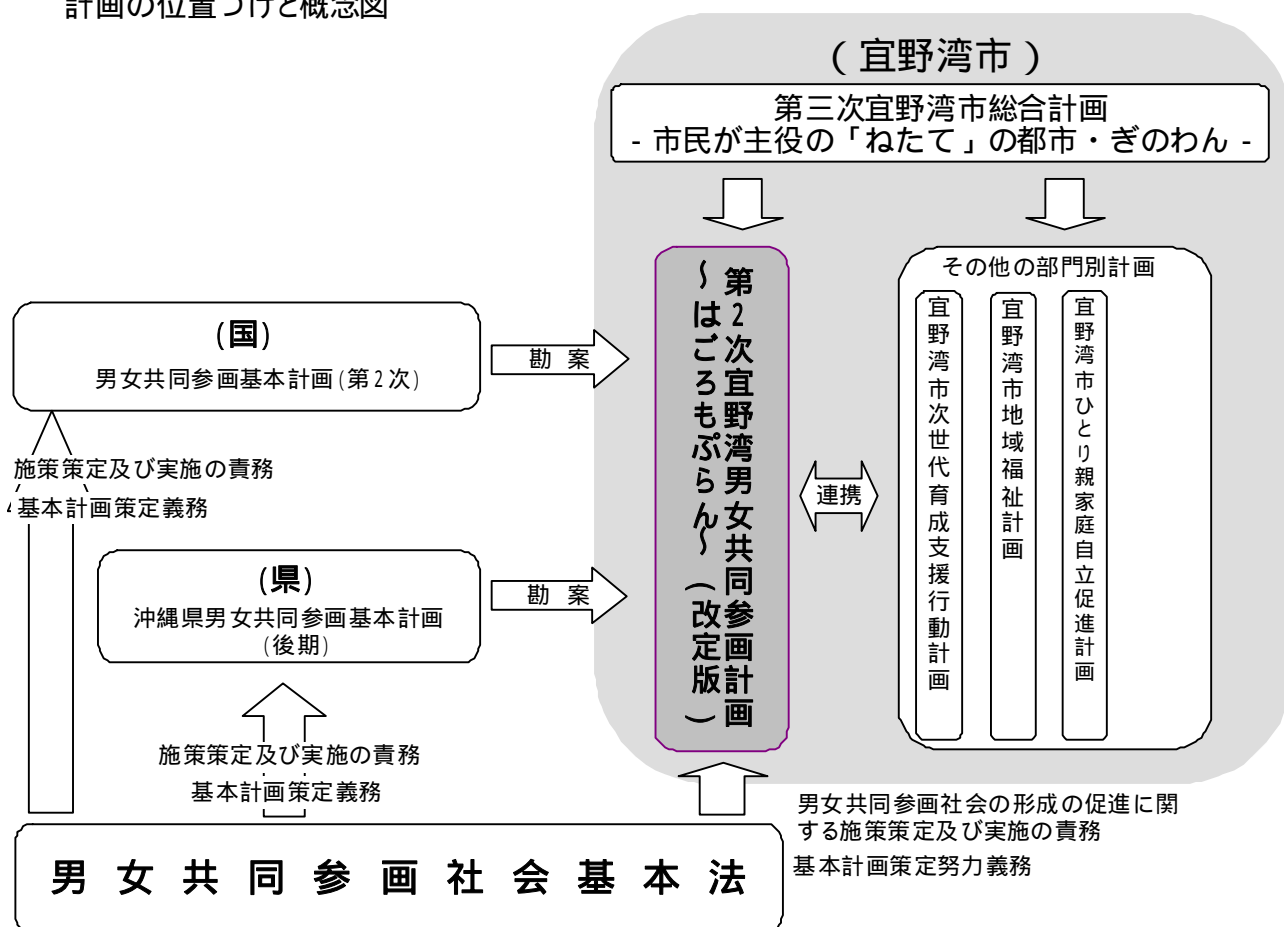
### 計画の名称

本計画の名称は、「第2次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～(改定版)」(以下「第2次計画(改定版)」という。)といたします。

### 計画の性格

- (1) 宜野湾市における男女共同参画社会の形成を促進させるための施策展開の基本となるもので、施策の基本方針とその目標及び具体的施策を示すものです。
- (2) 男女共同参画社会基本法第9条及び第14条第3項に基づき、地方公共団体の責務、市町村の努力義務として策定されるものです。
- (3) 国の「男女共同参画基本計画(第2次)」、県の「沖縄県男女共同参画計画(後期)」を勘案しつつ、本市が主体的に取り組む施策として策定されるものです。
- (4) 「第三次宜野湾市総合計画」との整合性を図り策定されるものです。
- (5) この計画は、宜野湾市男女共同参画会議より提言された「第2次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～見直しに向けての提言」の趣旨を尊重して策定されるものです。

## 計画の位置づけと概念図



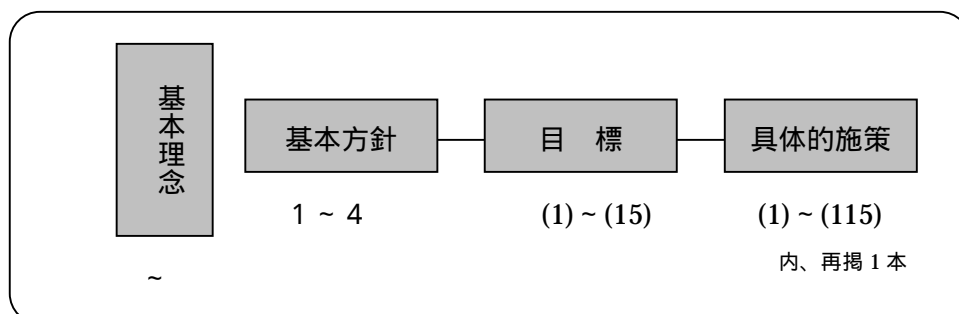
## 計画の期間

「第2次計画」の期間は平成16(2004)年度から平成25(2013)年度までの10年間ですが、中間年度における見直しを反映した「第2次計画(改定版)」の期間は、平成21(2009)年度から平成25(2013)年度までの5年間とします。

ただし、進捗状況や社会情勢の変化に応じて、必要と認める場合は、部分的な修正を認めるものとします。

## 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりとします。



- ・基本理念  
基本となる考え方であり、計画全体の精神を示すものです。( 4 項目 )
- ・基本方針  
基本理念を市民に広くかつ深く浸透させていくための方針を示すものです。( 4 項目 )
- ・目 標  
基本方針に基づき、計画の具体的な方向性を示すものです。( 1 5 項目 )
- ・具体的施策  
目標に基づき、計画を実現させるために具体化した施策を示すものです。( 1 1 4 項目 )

## 計画見直しのポイント

- ( 1 ) 第 2 次計画の進捗状況を勘案して見直します。
- ( 2 ) 国の「男女共同参画基本計画(第 2 次)」、県の「沖縄県男女共同参画計画(後期)」を勘案し、また、第 2 次計画が策定された平成 16 年 10 月からこれまでに改正された「DV 防止法」等関連法に対応し見直します。
- ( 3 ) 計画見直しに市民の声を反映します。
- ( 4 ) 可能な限り指標を示し、数値目標を設定します。
- ( 5 ) 本計画の具体的施策をより明確化するとともに、さらに各行政部門の事業及び個別計画との連携を図り、男女共同参画の視点を持ちながら施策が着実に実施されるよう、担当部署も含め見直します。